

なとりのすいどう

〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80 名取市水道事業所水道総務係 電話 022-724-7136
名取市ホームページ <https://www.city.natori.miyagi.jp> 水道事業所X(旧Twitter) @natori_suidou

令和7年1月号

給水装置と維持管理

配水管から分かれて各家庭に水を配る水道管を「給水管」といいます。この給水管と止水栓、メーターボックス、蛇口などの給水用具をまとめて「給水装置」と呼び、水道メーターを除いたすべてが、お客様（所有者）の財産です。この管理区分については、市の給水条例に定められています。

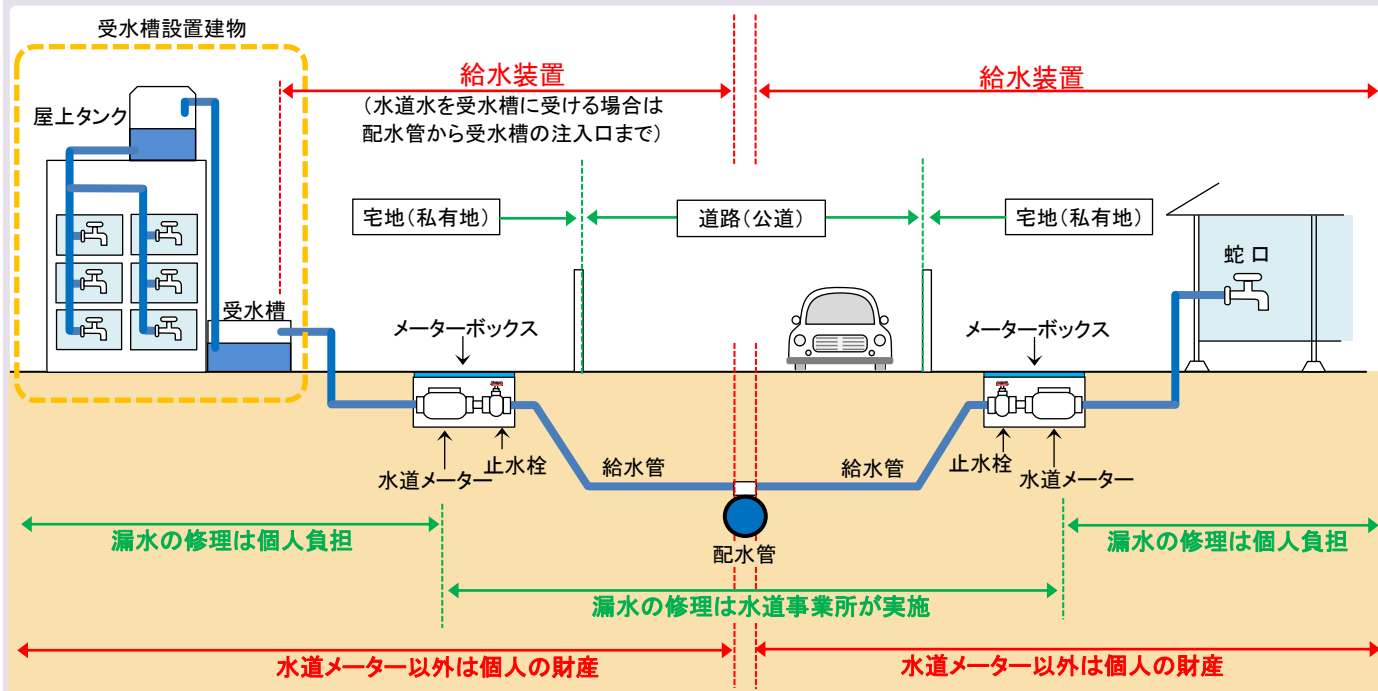
給水装置は、お客様（所有者）が維持管理しなければなりません。次の漏水が発生した場合は、サービスの一環として水道事業所が修理を行っています。

1. 水道メーターよりも道路（公道）側の給水管の漏水
2. 道路（公道）下に設置してある給水装置の漏水



水道マスコット
すいちゃん

これ以外の給水装置の修理は、水道メーターを除いて、すべてお客様の負担になります。



水道メーターは市の所有物であり、個人で外したり取り替えたりすることは違法です。また紛失や破損させてしまった場合は弁償していただくことになりますので、適切な管理をお願いします。

水道メーターは計量法により8年ごとに交換を行っています。交換作業で水道メーターを取り外した際には、一時的に水が出なくなります。皆様にはご迷惑をおかけしますが、交換の際には事前にチラシ等でお知らせしますので、ご協力をお願いします。

給水装置の工事（新設・改造・修理）は誰でもできる？

給水装置は、水道水の汚染や漏水を防ぐために、その構造や材質の基準が水道法に定められています。また、給水装置の漏水修理（蛇口のパッキン交換など軽微なものを除く。）や給水装置の新設・改造工事などは、市の指定給水装置工事事業者（＝水道法で定める資格のある者）でなければ、行うことができません。資格のない者が工事を行った場合、給水が受けられないこともあります。

